第 23 回黒部市農業委員会議事録

１．日時　令和８年５月８日（金）　15 時 00 分～15 時 56 分

２．場所　黒部市役所　2 階　201・202 会議室

３．出席委員　11 名
農業委員　11 名

２番 舩屋　裕子	３番 島　美佐雄	４番 朝倉　和行	６番 沓掛 忠昭
７番 松岡　高生	８番 山本　隆淑	９番 橋本　喜洋	10 番 佐度　義行
12 番 氷見　康弘	13 番 藤澤　良成	14 番 松島　功治	

４．欠席委員　３名
１番 能澤　喬之、５番 山本　正志、11 番 中野 貴代美

５．農業委員会事務局　４名
事務局長　上島　晴香
係　　長　村山　愛
主　　任　澤武　裕輔
主　　事　石﨑　茉里

６．議事　（１）議案第 74 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（２）議案第 75 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（３）議案第 76 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

７．会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。
ただ今から、第 23 回黒部市農業委員会総会を開催します。
最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会　　長：（あいさつ）

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会　　長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。
島　美佐雄委員、松岡　高生委員を指名します。
本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。
能澤　喬之委員、山本　正志委員、中野 貴代美委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。
それでは、議事に入ります。
議案第 74 号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。
事務局より説明願います。

◎議案第 74 号

事 務 局：議案第 74 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について説明いたします。
総会議案書の２ページと申請位置図の３−１をご覧ください。
今回議案案件は１件でございます。

〈１番〉　三日市地区　三日市字桜〇〇番　地目：田の１筆　476 ㎡について。
譲渡人：黒部市三日市　〇〇　さんから
譲受人：黒部市三日市　〇〇　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地は、以前より譲受人が自家野菜を耕作するために利用しております。今後も譲受人が耕作を行っていくことから、譲渡人と協議を行い、売買することで合意し、今回所有権移転の申請をされました。
譲受人は申請地で自家用の野菜や果樹を栽培しております。許可条件に関しましても利用要件・従事日数ともに満たしており、譲受人として適当であると考えます。

以上、１件　１筆　476 ㎡です。事務局からの説明は以上です。

会　　長：それでは、議案第 74 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議を行います。１番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
何かご意見ありませんか。

各 委 員：異議なし。

会　　長：異議なしとのことですので、議案第 74 号 農地法第３条第１項の規定による別紙申請

の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

会　　長：続きまして、議案第 75 号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 75 号

事 務 局：議案第 75 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、3件ございます。3、4ページをご覧下さい。また申請位置図は5-1～5-3また A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉　生地地区　申請地：轟下〇〇番〇　地目：田　現況：田の1筆329 ㎡について。
借受人　黒部市生地神区　〇〇　さんと〇〇さん　へ
貸出人　黒部市生地神区　〇〇　さんからの使用貸借権設定であり、転用目的は住宅敷地です。農振除外からの案件です。

申請の理由は、土地所有者〇〇さんの娘夫婦である〇〇さん夫妻が新居を建てるためです。〇〇さん夫妻は、これまで生地神区のアパートで生活しておりましたが、生活スペースが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画されました。将来的にこどもが生まれたときに、両親に子育ての協力を得たいことと、生活環境を変えたくないとの理由から、妻の実家の近くで新居を建てることを検討されました。実家には両親が住んでいますが、ご主人が猫アレルギーのため、猫を2匹飼う妻の実家では同居できないこと、また、実家敷地内には新築する空きスペースがないとのことです。また妻の実家は、津波ハザードマップ上の津波浸水想定区域内に入っており、希望の住宅は平屋建ということから、実家より東側でかつ、別地区にならない東側 350m の申請地になりました。申請地の農地区分は「1種農地」となり、10ha 以上の一団の農地に区分されます。1種農地として、本件が該当する転用許可基準は、「日常生活に必要な施設であり、集落に接続して設置されるもの」を満たしていると考えます。

〈2番〉　大布施地区　申請地：植木〇〇番〇　地目：田　現況：田の1筆185㎡について
譲受人　黒部市植木　〇〇　さん　へ
譲渡人　黒部市植木　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は住宅敷地です。農振除外からの案件です。

申請の理由は、譲受人である〇〇さんが新居を建てるためです。譲受人は、現在、実家で両親と弟と4人で生活しています。譲受人は、会社勤務をしておりますが、夜勤業務等で、夜10時出勤の場合や深夜1時に帰宅する日があります。実家の駐車スペースは狭く、縦列駐車しており、深夜に家族で自動車を入れ替えする必要があり、近所に少なからず迷惑をかけていると感じているそうです。また生活リズムが異なる家族にも負担をかけていることにストレスを感じていることから、今回新居を検討されました。住宅建築地の検討においては、譲渡人であり、かつ、譲受人の祖母にあたる〇〇さん宅から近所であることを重視しています。これは、譲受人自身も祖母の農地を協力して管理していることや、

一人暮らしをしている祖母の様子を確認しやすい場所であることからです。なお、祖母宅での同居の検討については、祖母宅が昭和〇年建築のため、老朽化が著しいことや、仮にリフォームを行う場合も、一時的とはいえ、住み慣れた家から高齢の祖母が、退去する必要があるため、検討から除外されています。加えて祖母宅には、住宅を新たに建築するスペースもありません。また、近隣 300m以内には、宅地分譲地がありますが、夜勤等で近隣に迷惑をかけることやご自身もストレスなく生活するため、検討地から除外されています。

申請地の農地区分は「1種農地」となり、10ha 以上の一団の農地に区分されます。1種農地として、本件が該当する転用許可基準は、「日常生活に必要な施設であり、集落に接続して設置されるもの」を満たしていると考えます。

〈3番〉　三日市地区　申請地：三日市字椚山〇〇番〇　外4筆　地目：田　現況：雑種地の5筆 744 ㎡について

譲受人　石川県白山市相木　株式会社〇〇　へ

譲渡人　富山市婦中町下坂倉　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は宅地分譲地です。

譲受人は白山市に本社があり、住宅建築、リフォームや不動産売買など行っております。申請地は、都市計画の用途区域内にあり、本市の区画整理事業の整備区域内となっており病院や学校、商業施設等へのアクセスなど宅地として立地的に条件の良い場所となっております。譲渡人が市外在住であり、高齢であることから今回両者合意があり転用申請されました。

申請地の農地区分は「3種農地」です。都市計画の用途区域内「第一種住居地域」である農地に該当する場合、この3種農地に区分されます。3種農地は立地基準としては「原則許可」となり、一般基準である資金力、信用、町内会長や生産組合長の同意も得ており、周辺農地の被害防除の対策も明記されているため、許可に問題はないと考えられます。

なお、申請地には、4区画分の宅地分譲地が整備される予定です。

以上、３件　7筆 1,258 ㎡です。事務局からの説明は以上となります。

会　　長：それでは、議案第 75 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。１番の案件について、生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会　　長：次に２番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会　　長：次に３番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会　　長：異議なしとのことですので、議案第 75 号農地法第５条第１項の規定による別紙申請の

件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

会　　長：続きまして、議案第 76 号「令和８年度農用地利用集積等促進計画の意見決定について」審議いたしますので、事務局から説明願います。

◎議案第 76 号

事 務 局：議案第 76 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。
総会議案書の６ページをご覧ください。
今回提出いたしますのは令和８年３月 24 日～令和８年４月 20 日に受付した分になります。
７ページ目をご覧ください。
まず、期間別貸借設定面積についてですが、新規６年未満が 23,575 ㎡、新規６年以上が 343,965 ㎡で計 367,540 ㎡です
次に地区別の貸借一覧表になります。
石田地区が４件　2,959 ㎡
村椿地区が４件　12,396 ㎡
大布施地区が２件　8,435 ㎡
荻生地区が３件　19,501 ㎡、
浦山地区が 48 件　324,249 ㎡
総件数は 61 件、367,540 ㎡です。
次のページからは貸借農地一覧表になります。ご確認ください。
次に議案書の 26 ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。
下立地区　１件　1,474 ㎡、
解約理由につきましては、農地法第３条の申請によるものになります。
次のページをご覧ください。利用権設定率についてです。
全体での利用権設定率につきましては、先月よりも 1.4%上がり、45.7%
そのうち農地中間管理機構の利用権設定率は、先月よりも 0.7%上がり、13.5%でした。
農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上になります。

会　　長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積等促進計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会　　長：異議なしとのことですので、議案第 76 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画について、当委員会は同意することに決定します。
これで予定していた議事が終了しましたが、全体を通して他にご意見ございませんでしょうか。

会　　長：特にないようですので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。
（15 時 30 分で総会終了）

引き続き、事務報告及び農地利用最適化に関する情報交換を開催。
（15 時 56 分で終了）

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　３番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　７番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿